

JIS

電力量計（誘導形単独計器） 一 第 2 部：取引又は証明用

JIS C 1211-2 : 2017

(JEMIMA/JSA)

平成 29 年 3 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	IEC/ACTAD エキスパート (株式会社東芝)
	加藤 正樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	木戸 啓人	電気事業連合会
	熊田 亜紀子	東京大学
	酒井 祐之	一般社団法人電気学会
	下川 英男	一般社団法人電気設備学会
	高村 里子	全国地域婦人団体連絡協議会
	前田 育男	IEC/ACOS エキスパート (IDEC 株式会社)
	山田 美佐子	千葉県消費者センター

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 21.4.20 改正：平成 29.3.21

官 報 公 示：平成 29.3.21

原 案 作 成 者：一般社団法人日本電気計測器工業会

(〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 2-15-12 計測会館 TEL 03-3662-8181)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類	4
5 表記	4
5.1 計器	4
5.2 分離することができる表示機構	5
6 性能	5
6.1 検定公差	5
6.2 電氣的性能	5
6.3 機械的性能	9
6.4 電流コイル及び端子の温度上昇	11
6.5 絶縁性能	11
6.6 耐候性	11
6.7 材質	13
7 試験方法	13
7.1 器差試験	13
7.2 電氣的性能の試験	13
7.3 機械的性能の試験	18
7.4 電流コイル及び端子の温度上昇試験	20
7.5 絶縁性能の試験	20
7.6 耐候性の試験	22
7.7 材質の試験	24
8 検定	25
9 使用中検査	25
10 対応関係	25
附属書 A (規定) 検定の方法	26
附属書 B (規定) 使用中検査	27
解 説	28

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本電気計測器工業会（JEMIMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 1211-2:2014** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 1211 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 1211-1 第 1 部：一般仕様

JIS C 1211-2 第 2 部：取引又は証明用

電力量計（誘導形単独計器） — 第 2 部：取引又は証明用

Alternating-current watt-hour meters
(electromechanical meters for direct connection)—

Part 2: Measuring instruments used in transaction or certification

序文

この規格は、我が国の電力量計の使用実態を踏まえて、誘導形の電力量計だけに変更して作成した日本工業規格である。

なお、対応国際規格は 2012 年に発行された **OIML R 46-1** 及び **OIML R 46-2** があるが、基本的に電子式の電力量計について検討し規定したものであり、誘導形の電力量計については十分に検討されていないこと、また、誘導形の電力量計は今後電子式の電力量計に置き換えられることから、今回の改正ではこれまでの技術的内容をそのままにして作成したものである。

この規格は、電力量計（誘導形単独計器）が計量法の特定計量器として要求される要件のうち、構造及び性能に係る技術上の基準及び試験の方法を規定するために作成した日本工業規格であり、この規格の適合だけをもって計量法で定める検定に合格したということにはならない。また、この規格に適合するものであることを示す工業標準化法第 19 条の表示を付すことはできない。

1 適用範囲

この規格は、日本国内で取引又は証明における計量に使用される有効電力量計であって、単相 2 線式回路、単相 3 線式回路、三相 3 線式回路及び三相 4 線式回路において、計器用変成器と組み合わせないで単独に使用する誘導形の普通電力量計（以下、計器という。）について規定する。

なお、この規格で規定する事項のほかは、**JIS C 1210** による。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

OIML R 46-1:2012, Active electrical energy meters. Part 1: Metrological and technical requirements

OIML R 46-2:2012, Active electrical energy meters. Part 2: Metrological controls and performance tests (全体評価：NEQ)

なお、対応の程度を表す記号“NEQ”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“同等でない”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。